

令和6年6月3日

「シマカケ・サステナビリティ・リンク・ローン」の取扱い開始について

島田掛川信用金庫（掛川市亀の甲二丁目203 理事長 千葉靖史）は、「シマカケ・サステナビリティ・リンク・ローン（通称：シマカケSLL）」の取扱いを開始しました。

本商品は、お客様がESG戦略に整合した重要業績評価指数（KPI）、それに伴う野心的な数値目標（SPTs）を設定し、その達成状況に応じて融資利率が変動する商品です。

信金中央金庫のスキームを活用し、当金庫が策定したフレームワークは、国際的な原則やガイドラインへの整合性について、株式会社格付投資情報センター（R&I）による第三者評価を受けております。

島田掛川信用金庫は、本商品の取扱いを通して、地域事業者様のサステナブル経営を支援することで持続可能な地域社会の実現を目指します。

記

1. 取扱開始日

令和6年6月3日

2. 「シマカケSLL」の概要

対象者	法人事業者
資金用途	運転資金または設備資金
融資限度額	1事業者あたり1,000万円以上3億円以内
融資利率	変動金利（当金庫新短期プライムレートに連動） SPTs達成時：借入金利から最大0.1%引き下げ SPTs未達時：借入金利引き下げ（最大0.1%）は適用しない
融資期間	運転資金：60ヵ月以内 設備資金：120ヵ月以内
融資取扱手数料	融資金額×1%（税別）※ただし最低金額を50万円（税別）とします。
第三者機関	設定目標の野心性判断、達成度評価を下記外部検証機関に委任します。 KPIがCO ₂ 排出量の場合・・・e-dash株式会社 KPIがCO ₂ 排出量以外の場合・・・一般財団法人しんきん経済研究所

以上

【本件に関するお問い合わせ】

島田掛川信用金庫 地域サポート部（担当：鈴木成）

TEL 0547-37-5189

島田掛川信用金庫

2024年6月3日

シマカケ・サステナビリティ・リンク・ローン
フレームワークサステナブルファイナンス本部
担当アナリスト：左近充 直人

格付投資情報センター(R&I)は、島田掛川信用金庫が策定した「シマカケ・サステナビリティ・リンク・ローン・フレームワーク」が「サステナビリティ・リンク・ローン原則 2023」(以下、SLLP)¹及び「サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2022年版」(以下、SLL ガイドライン)²が求める事項をどの程度充足するか確認した。本フレームワークはSPTsの野心性判断のプロセスやレポーティングの情報公開に関し、SLLPやSLLガイドラインが求める水準を完全には満たさないものの、全体として原則やガイドラインの趣旨に沿った内容で設計されている。R&Iは本フレームワークが原則やガイドラインに対して整合的(一部は適合)であることを評価した。なお、R&Iの評価は本フレームワークに基づき組成される個別案件にはおよばない。オピニオンの構成は次の通りである。

■オピニオンの構成

- オピニオンの位置づけ
- 「シマカケ・サステナビリティ・リンク・ローン」推進に係る島田掛川信用金庫のサステナビリティ方針
- SLLP及びSLLガイドラインに対する整合性について
 - KPIの選定
 - SPTsの設定
 - ローンの特性
 - レポーティング
 - 検証
- まとめ

¹ ローン市場協会(LMA)、ローン・シンジケート・アソシエーションズ・アンド・トレーディング協会(LSTA)及びアジア太平洋ローン市場協会(APLMA)の3者が策定

² 環境省が策定

1. オピニオンの位置づけ

島田掛川信用金庫は、静岡県掛川市および島田市を中心として、東端は清水区、西端は磐田市と静岡県中東遠地区から中部地区を営業エリアとして東西に長い支店網を構築する日本最古の信用金庫である。経営理念として「お客様とともに金庫も栄え 明るい職場と 幸福な家庭をつくる」を掲げ、地域住民や地域の中小・小規模事業者が抱える課題解決に取り組むことに注力している。

営業エリアには輸送用機械部品製造業、茶業者が多く集積している。輸送用機械部品製造業については、大手自動車部品製造業の Tier2、3 の位置づけの取引先が多く気候変動に深く関わっており、茶業者に関しても異常気象等の影響を受けやすい。いずれのセクターも気候変動への対応が求められている。また、人手不足は当エリアの企業においても重要な課題となっている。島田掛川信用金庫はこうした地域の課題に対し、事業者向けセミナーの開催等を通じた地域の脱炭素化への対応支援や、地方公共団体と連携した地域内の若者の定住と就職の促進のための支援の提供を進めてきた。2022 年には、「島田掛川信用金庫 SDGs 行動宣言」を公表し、地域の課題解決と地方創生に取り組んでいく姿勢を打ち出している。

本フレームワークは島田掛川信用金庫の経営理念や SDGs 行動宣言等の趣旨を踏まえ、環境面から地域課題に焦点を当て金融の面から地元企業の事業活動を支える目的で策定されている。幅広い事業者が本フレームワークに基づく融資を利用できるよう、SLLP、SLL ガイドラインの趣旨を念頭に中堅・中小企業が取り組みやすい内容で設計している。

R&I は本フレームワークが国際的な原則や環境省のガイドラインに対する整合性³について、また融資制度を実施する体制が準備されているかに関して第三者評価を提供する。

2. 「シマカケ・サステナビリティ・リンク・ローン」推進に係る島田掛川信用金庫のサステナビリティ方針

島田掛川信用金庫は、第 2 次中期経営計画(2023-2025)における 5 つの基本戦略のうち 1 つとして、SDGs の取組を掲げている。産学官民が連携した持続可能な地域産業の発展や脱炭素社会の実現に向け、省エネ補助金活用による CO₂ 排出量の削減や測定に関する支援、脱炭素アドバイザー資格取得推奨を行い、金庫全体での戦略として 3 年間集中し対応することとしている。

金融商品としては上記支援スキームのほか、地域の環境汚染、資源・エネルギーや廃棄物問題等に対応する専門指導機関である一般社団法人静岡県環境資源協会に預入総額の一部を寄付する「SDGs 応援定期預金」等複数のソリューションの提供を通じた金融支援に力を入れている。本フレームワークは従来からのサステナブルファイナンスに続くサービス提供を目的に、地域が抱える環境・社会の課題に焦点を当てて設計されている。課題を抱える顧客の支えとして、本フレームワークを通じて伴走支援することで顧客のサステナビリティ経営の高度化を図り地域貢献していくとともに、島田掛川信用金庫の持続可能性を高めていくことを目指している。フレームワークの内容は経営理念やユニバーサルバリュー宣言等、島田掛川信用金庫の方針や戦略にも合致している。また SLLP や SLL ガイドラインが期待する持続可能な社会に資するファイナンスの形成においても沿う取り組みである。

³フレームワークの骨格や考え方、業務プロセス・融資の実施体制を確認し、国際的な原則や環境省のガイドラインの趣旨に沿った内容でフレームワークが設計されているかについての意見である。

3. SLLP 及び SLL ガイドラインに対する整合性について

R&I は島田掛川信用金庫の融資フレームワーク「シマカケ・サステナビリティ・リンク・ローン」を対象に、SLL を構成する 5 つの要素(KPI の選定、SPTs の設定、ローンの特性、レポーティング、検証)について SLLP の確認事項(「べきである」として履行を求める項目)を充足しているかを確認した。SLL ガイドラインに関しては、SLL に期待される基本的事項(「べきである」事項)の充足の程度を確認した。

SLLP の確認事項及び SLL ガイドラインにおける期待される基本的事項の一部について、完全に満たす内容になっていないが、全体的として SLL を通じた借入人のサステナビリティ向上を促す内容で設計されている。R&I は評価対象のフレームワークが SLLP や SLL ガイドラインに整合的(一部は適合)であると評価した。

(1) KPI の選定

① 選定される KPI

KPI は、環境省ガイドラインや地方公共団体の戦略に示されている具体例を参考に、環境や社会にプラスの影響をもたらす、かつ島田掛川信用金庫が定量的に測定可能であることを条件としている。なお、島田掛川信用金庫単独での計測が難しい場合でも、提携先において計測可能であれば、KPI の対象とする。以下の KPI のほかにも環境や社会の課題解決に資する可能性がある指標は個別に検討する。

【KPI】

環境課題に係る KPI	社会課題に係る KPI
1. CO ₂ 排出量	1. シニア・女性・障がい者雇用率
2. ガソリン・重油使用量	2. 残業時間の抑制
3. リサイクル率	3. 女性管理職比率
4. 水使用量	

② KPI の重要性

環境に関する KPI は島田掛川信用金庫の営業地域だけに限らず、国内外で環境課題に関連する指標として認識されているもので、島田掛川信用金庫の経営理念や SDGs 行動宣言等との関連性も考慮して設定している。社会に関する KPI も地域課題を意識した内容となっている。案件検討にあたっては、借入人の中核となるサステナビリティ戦略等との関係性についてもヒアリングを通じて確認するとしており、本フレームワークで選定される KPI の重要性に問題はない。

(2) SPTs の設定

① SPTs の概要

SPTs は野心的かつ借入人のサステナビリティ目標と整合性があり、定量的に測定可能な目標を融資期間にわたり、年次で設定する。野心性に関しては島田掛川信用金庫が客観的に判断できることを条件としている。

② SPTs の野心性

SPTs の野心性は以下の 3 つの観点から判断される。

- A) 国・地域・国際的な公式目標との比較
- B) 同業他社のパフォーマンスとの比較
- C) 借入人自身のトラックレコード(原則過去 3 年分)、また、可能な限り、KPIIに関する将来的な予測情報

本フレームワークは借入人の事業特性等によっては 1 つの要素のみで判断するケースを許容する設計となっている。この場合、SLLP が求める「A)~C)」の組み合わせに基づき野心性を判断し SPTs を設定すべき」という要件を完全には満たさない。ただ、A)~C)は SLLP 及び SLL ガイドラインが挙げる野心性判断の観点と合致しており、SPTs の野心性に関しては担保されると考えられる。

③ SPTs の達成手段と不確実性要素

KPI の選定及び SPTs の設定のプロセスを通じて、借入人のサステナビリティ目標と目標達成に向けた具体的取組みの意志及び計画を確認する。SPTs 達成のための施策及びネガティブ要素を始めとする不確実性はこのプロセスを通じて洗い出すよう設計されている。

④ SPTs の妥当性

借入人は営業部店と対話し事業との関連性や環境・社会への影響を考慮しながら KPI の選定及び SPT の設定を行う。KPI の重要性と SPTs の妥当性は本部組織の地域サポート部が SLLP や SLL ガイドラインの趣旨と照らし最終判断する。クレジット評価を行う融資部は KPI の重要性や SPTs の設定についての判断に関与しない。

KPI の重要性や SPTs の野心性等案件のサステナビリティ性の判断は営業推進やクレジット判断とは異なる立場の地域サポート部が実施する設計になっている。野心性の判断のプロセス以外は主に SLLP が KPI の選定や SPTs の設定で求める要件を満たすことを求めている。SPTs の妥当性の判断や検証対応が難しいと判断した場合は外部機関に評価を依頼するか、本フレームワークに基づく融資ではなく通常融資として対応する。以上を踏まえると、SLLP や SLL ガイドラインの趣旨に沿った KPI や SPTs が設定される体制が整っていると考える。

(3)ローンの特性

借入人の SPTs 達成への動機付けとして、SPTs 達成時には金利を引き下げるインセンティブ設計となっている。達成時に引き下げた金利は累積せず、未達時の場合は金利の当初の水準に戻す。全体として借入人が目標達成を目指す意欲を高める内容で設定することを条件としている。インセンティブに関する内容(SPTs 達成の判定時期、達成時の金利引き下げ幅及び金利適用時期等)は顧客と締結する金銭消費貸借契約書に付属する特約書に明記される。

SPTs 達成時のインセンティブが借り手のサステナビリティ・パフォーマンスの向上を促すという点で適切に設定され、SLLP や SLL ガイドラインが求める要件を満たしている。

(4)レポーティング

借入人は融資期間にわたって、年 1 回、融資実行にあたって締結した契約内容に基づき、SPTs の達成状況等を島田掛川信用金庫の営業部に報告する。報告にあたっては検証業務に必要なエビデンス等疎明資料も併せて提出する。レポーティング内容と疎明資料は地域サポート部にも共有される。借入人のウェブサイト等におけるレポーティング内容の公表は借入人の任意とする。

SLLP において、借入人は少なくとも年一回貸付人が SPTs の達成状況のモニタリングを行う際に、その野心的な内容が保たれ借入人の事業と関連性があると判断するのに十分な最新状況を貸付人に提供すべきとしている。SLL ガイドラインも同内容を期待される基本的事項に挙げている。本フレームワークは借入人に対して、レポーティングの際には検証業務を行う際に必要なエビデンスやデータ等の疎明資料を提出することとしており、SLLP や SLL ガイドラインが求める要件をクリアしている。一方、レポーティング内容は公表しないケースも含まれ、その場合、SLL ガイドラインにおける「借入人が調達したファイナンスを SLL として表明する場合、貸付人に対する報告事項を一般に開示すべき」は満たさない。ただ、本フレームワークによるローンについて一般に開示しない場合は、SLLP や SLL ガイドラインに適合した外部評価を取得した SLL ではないことを島田掛川信用金庫から借入人に説明するとしており、SLL ガイドラインにおける一般開示を要件とはしない。

(5)検証

借入人から受領したレポーティング内容を基に、しんきん経済研究所等の第三者機関が検証業務を行う。第三者機関はレポーティング報告時に借入人が提出するエビデンスやデータ等を使用して検証し、結果を所定の書式で地域サポート部に報告する。同部は検証結果を確認後、金利変更の有無を判断し営業部にオペレーション実施を指示する。検証に関する情報については原則外部公表を行わない。

フレームワークでは借入人に対し検証可能な資料の提出を求めており、SPTs 達成に関する定量的な確認は島田掛川信用金庫が求める水準でなされるものと考えられる。しんきん経済研究所等の第三者機関が検証を行うことで、検証結果について一定の客観性を持たせる内容になっている。一方、検証結果の情報開示に関しては公表しないが、レポーティングと同様の整理ができる。

4. まとめ

評価対象の融資フレームワーク「シマカケ・サステナビリティ・リンク・ローン」は地域の地盤とする中堅中小企業に対し、環境・社会の面での地域課題の解消に向け、ファイナンスの面から推進・支援するもので、規模や業種を問わず利用しやすい内容で設計されている。KPI は、借入人及び地域の課題を意識し設定しており、島田掛川信用金庫の経営理念や SDGs 行動宣言等の趣旨においても沿っている。

本フレームワークについて、R&I は SLL の 5 つの構成要素に対し SLLP や SLL ガイドラインが求める事項をどの程度充足するか確認した。SPTs の野心性判断のプロセス、レポーティング等の情報公開の部分で、SLLP や SLL ガイドラインが求める要求水準を完全に満たさない部分が一部あるものの、KPI の選定、SPTs の設定及び野心性判断の観点、インセンティブ設計、レポーティングや検証内容に関する島田掛川信用金庫への報告義務、検証業務におけるしんきん経済研究所等の第三者機関の関与という点を踏まえると、全体として、本フレームワークは SLLP や SLL ガイドラインの趣旨に沿ったフレームワークの骨格や考え方、業務フローが設計されている。以上を踏まえ、R&I は本フレームワークが SLLP や SLL ガイドラインに整合的(一部は適合)であると評価した。

以上

【留意事項】

本資料に関する一切の権利・利益（著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、特段の記載がない限り、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）することは認められません。

R&Iは、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものであるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むもの）として、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対するR&Iの意見です。R&Iグリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&IはR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものであるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&Iの判断でR&Iグリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&Iは、R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やR&Iグリーンボンドアセスメントの使用、あるいはR&Iグリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むもの）として、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。また、2022年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択されています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に開示しています。

R&Iは2022年12月、金融庁が公表した「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」（以下、「行動規範」という。）の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明しました。行動規範の6つの原則とその実践のための指針へのR&Iの対応状況についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/index.html>）に開示しています（以下、「対応状況の開示」という。）。

R&Iと資金提供者及び資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。

なお、R&IはESGファイナンスによる資金提供あるいは資金調達を行う金融機関との間で、金融機関の顧客にR&IのESGファイナンス評価を紹介する契約を締結することがありますが、R&Iは、独立性を確保する措置を講じています。詳細は対応状況の開示をご覧ください。